

# Inter alia...



**AZB & PARTNERS**  
ADVOCATES & SOLICITORS

AZB & PARTNERS 法律事務所

インターエイリア・2020年3月号・配付先限定ニュースレター

## 本号の内容

### PAGE

- 2 : 企業 および SCRA
- 3 : 外国為替
- 4 : 資本市場
- 6 : 銀行業務 および 金融
- 7 : インフラ
- 7 : 通信
- 8 : メディア
- 8 : 保険
- 9 : 税金
- 10 : 雇用
- 10 : 訴訟 および 仲裁

*Inter alia...* は、特定のご依頼人や関係者の皆様へ法律に関する最新情報をお届けするため AZB & Partners が3か月ごとに発行しているニュースレターです。各号には、インフラ、外国人投資家による直接投資、証券取引法、為替の管理や規制、会社法、メディアや娯楽、知的財産、ならびに銀行業務などといった重要な領域における法律の整備状況に関する最新情報の概要を記載しています。各号の内容は、皆様にとって有益で役立つ情報ばかりですので、是非ご活用ください。またご質問やご意見がございましたら、電子メール [editor.interalia@azbpartners.com](mailto:editor.interalia@azbpartners.com) にてご連絡頂るか、AZB & Partners までお電話ください。



**AZB & PARTNERS**  
ADVOCATES & SOLICITORS

ムンバイ MUMBAI: AZB House | Peninsula Corporate Park | Ganpatrao Kadam Marg | Lower Parel | Mumbai 400013 | India | TEL +91 22 40729999 | FAX +91 22 66396888 | EMAIL [mumbai@azbpartners.com](mailto:mumbai@azbpartners.com)

ムンバイ MUMBAI: Sakhar Bhavan | 4th Floor | Nariman Point | Mumbai 400021 | India | TEL +91 22 49100600 | FAX +91 22 49100699 | EMAIL [disputeresolution.mumbai@azbpartners.com](mailto:disputeresolution.mumbai@azbpartners.com)

デリー DELHI: AZB House | Plot No. A8 | Sector 4 | Noida 201301 | National Capital Region Delhi | India | TEL +91 120 4179999 | FAX +91 120 4179900 | EMAIL [delhi@azbpartners.com](mailto:delhi@azbpartners.com)

グルガオン GURGAON: Unitech Cyber Park | 602 Tower-B | 6th floor | Sector 39 | Gurgaon 122001 | National Capital Region Delhi | India | TEL +91 124 4841300 | FAX +91 124 4841319 | EMAIL [gurgaon@azbpartners.com](mailto:gurgaon@azbpartners.com)

バンガロール BANGALORE: Embassy Icon | 7th Floor | Infantry Road | Bangalore 560001 | India | TEL +91 80 42400500 | FAX +91 80 22213947 | EMAIL [bangalore@azbpartners.com](mailto:bangalore@azbpartners.com)

プネー PUNE: Onyx Towers | 1101-B | 11th floor | North Main Road | Koregaon Park | Pune 411001 | India | TEL +91 20 67256666 | FAX +91 20 67256600 | EMAIL [pune@azbpartners.com](mailto:pune@azbpartners.com)



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

## 企業 および SCRA

### ❖ 社外取締役および非執行取締役の起訴に関する定め明確化

❖ インド共和国政府企業省（以下「MCA」といいます）は、2020年3月2日に、社外取締役および非執行取締役（会社の発起人等または主要経営陣（以下「KMP」といいます）ではない者）を対象とする起訴および内部審判手続きの開始に関する通達を公表しました。本通達には、社外取締役および非執行取締役（会社の発起人等またはKMPではない者）は (a) 自らが同意または黙過した、会社による作為、不作為および任務と、(b) 自らが誠実に行動しなかったために生じた事態についてのみ法的責任を負うという立場が再掲されています。また本通達には、前述の取締役を対象とする起訴手続きの不要な開始を防ぐことと関係のある以下のような点も定められています。

- i. 会社の不履行については、通常であれば常勤取締役またはKMP（会社の日常業務に携わっている者）が法的責任を負うが、常勤取締役またはKMPが不在の会社においては、様式GNL-3により、計算書類または会計記録の維持管理、提出および配布について法的責任を負うことに明示的に同意している取締役が法的責任を負うこととなる点。
- ii. 社外取締役または非執行取締役が、取締役会またはその傘下にある委員会における決定に至る過程に関与したことの証として十分な証拠がなければ、当該取締役を対象とする民事訴訟手続きまたは刑事訴訟手続きを開始してはならない点。
- iii. 該当取締役の法的責任について疑義が生じた場合には、MCAに指導を仰ぐことができ、指導を仰いだ場合には、MCAが認めた場合に限り手続きを開始できる点。また、起訴書類はすでに提出されているものの、前述の条件はまだ満たされていない事案については、MCAに対し審査および追加的な指導を付託できる点。

### ❖ 常勤会社秘書役の任命および会社秘書役による監査に関する公示

❖ MCAは、2020年1月6日付の公示をもって、2014年インド共和国会社法施行規則「経営陣の任命および経営陣への報酬」（以下「**経営陣の任命等に関する規則**」）といっています）を改正し、2020年4月1日より適用することとしました。改正の主な内容は以下のとおりです。

- i. 払込済株式資本の基準額（この基準を超える非公開会社は必ず常勤会社秘書役を任命しなければならない）が、5,000万ルピー（約660,000米ドル）から1億ルピー（約132万米ドル）に引き上げられます。
- ii. 会社秘書役による監査を必ず実施しなければならない会社のカテゴリーに新たなカテゴリーが設けられ、直近の財務諸表監査日の時点で銀行または公的金融機関からの融資または借入金の残高が少なくとも1億ルピー（約132万米ドル）に達しているすべての会社というカテゴリーが設けられます。

### ❖ 公開買付けの募集を含む組織整理等のスキームに関する条項についての公示

❖ MCAは、2020年2月3日に、2013年インド共和国会社法（以下「**適用会社法**」）の条項230（11）および230（12）を公示しました。適用会社法の条項230（11）は、和解または組織整理等のスキームを通じた公開買付けの募集の実施を認めています。また同条項は、上場会社は2011年インド証券取引委員会規則「株式の大量取得および公開買付け」に従って公開買付けの募集を実施しなければならないとも定めています。適用会社法の条項230（12）は、（上場会社以外の）会社による公開買付けの募集に関して不当な扱いを受けた当事者が、インド共和国国内国会会社法審判所（以下「**NCLT**」）といっています）に対し救済を求めることを認めています。

またMCAは、適用会社法の条項230（11）を発効させるための、2020年インド共和国国内国会会社法審判所規則（NCLT規則）ならびに2020年インド共和国会社法施行規則「和解、組織整理および吸収/新設合併」も公示しました。

### ❖ 適用会社法の特定期項の適用範囲を拡大して有限責任パートナーシップをその適用範囲に追加

❖ MCAは、2020年1月30日に、適用会社法条項460の適用範囲を拡大して有限責任パートナーシップ（以下「**LLP**」）といっています）をその適用範囲に加え、インド共和国政府に対し、同政府またはインド共和国政府企業省会社登録局（ROC）に対する申請の遅れ（書面に記録しておくことになっている理由による遅れ）を容赦する権限を付与しました。

### ❖ 2020年インド共和国会社再出発スキーム

❖ MCAは、2020年3月30日に、2020年インド共和国会社再出発スキーム（以下「**CFSS**」）といっています）を導入しました。これにより、届出を懈怠している会社には、1回に限り、制裁を受けることなく「MCA21」登録システムへの届出を遅滞できる機会が与えられます。CFSSは、2020年4月1日に発効し、2020年9月30日まで有効に存続します。CFSSに関する主な定めは以下のとおりです。

- i. 必要書類の届出を遅滞したことに関する制裁の賦科を目的とする訴えまたは法的手続きに対して免責を主張する特権がすべての届出懈怠会社に与えられますが、二次的な法的手続きや、株主または他の人（会社もしくはその取締役およびKMP）の利益が絡む法的手続きについては、この免責特権を主張できません。
- ii. 届出の遅れに関する問題については、地域長官に対する上訴の当初の期限が2020年3月1日から5月31日までの期間中に到来する場合、該当する会社に対し120日間の猶予が与えられます。
- iii. CFSSを利用する会社は、CFSSに明示されている期限までに、書類の届出に関してCFSSに基づく免責を主張するために必要な申請を（電子様式であるCFSS-2020を用いて）行う必要があります。



iv. (a) 会社登記抹消の最終通告に係る法的措置がすでに開始されているか、会社登記抹消申請が提出されている会社、(b) 吸収/新設合併されている会社、(c) 「休眠会社」としての地位を取得するための申請をすでに済ませている会社、(d) 消滅会社、または (e) 告発関連書類もしくは授權資本の増加と関係のある会社はCFSSを利用できません。

❖ MCAは、2020年3月4日に、2020年インド共和国会社LLP懈怠解消スキーム（以下「**LLP懈怠解消スキーム**」といいます）を導入しました。これにより、適時届出を懈怠したLLPが支払うべき追加料金が、1回に限り軽減されます。LLP懈怠解消スキームは、2020年9月30日まで有効に存続します。<sup>1</sup>

❖ MCAは、2020年3月23日付の通達と、2020年3月28日付の官公庁覚書をもって、会社による新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連の支出は、インド共和国首相による国民支援および救済のための緊急事態基金（以下「**PM-CARES基金**」といいます）への資金拠出を含め、適用会社法に基づき企業の社会的責任（以下「**CSR**」といいます）を果たすための支出として適格な支出である旨を明確にしました。またMCAは、2020年4月10日付のよくある質問（FAQ）をもって、州災害対策委員会への資金拠出はCSRを果たすための支出として適格な支出となるが、(a) 「州首相による救済基金」または「州政府による新型コロナウイルス感染症（COVID-19）罹患者救済基金」に対する資金拠出や、(b) 都市封鎖（ロックダウン）中における従業員および労働者（契約労働者/臨時労働者/季節労働者/日雇い労働者）への給与/賃金の支払いはCSRを果たすための支出として適格な支出とならない旨も明確にしました。一方、COVID-19罹患者救済という特別な目的を果たすために、契約労働者/臨時労働者/季節労働者/日雇い労働者に支払う賃金に上乗せして支払う見舞金は、支払元である会社の取締役が当該目的を果たすための見舞金であると明示的に宣言し、法定監査人が正式に認めた見舞金であれば、CSRを果たすための支出として認められます。

❖ MCAは、2020年1月24日に、2020年インド共和国会社法施行規則「清算」（以下「**清算規則**」といいます）を公示し、2020年4月1日より適用することとしました。「任意清算」および「債務返済不能を根拠とする清算」については、2016年インド共和国債務整理および破産等に関する法律（以下「**IBC**」といいます）の条項に定められているため、今回公示された清算規則では、適用会社法の条項271（NCLTが任意の会社を清算できる状況について定めている条項）に基づく清算の手続きについて定めています。

NCLTの負担を減らすため、清算規則では、(a) 預金業務を手掛けており、預金残高が合計で250万ルピー（約32,500米ドル）に達している会社、(b) 有担保融資を含む融資の残高が合計で500万ルピー（約66,000米ドル）に達している会社、(c) 年間売上高の合計が5億ルピー（約660万米ドル）に達している会社、および (d) 払込済資本が1,000万ルピー（約130,000米ドル）に達している会社の清算は（適用会社法の条項361に基づき）インド共和国政府（以下「**GoI**」といいます）が取り扱うことができるとする略式手続きについて定めています。この略式手続きにおいては、GoIが公式清算人を任命する必要があり、任命された公式清算人は、任命後ただちに、自らが管理するすべての資産や清算がもたらす影響、また被清算会社が提起できるまたは提起できるとされる申立てについて検討し、任命から30日以内にGoIに対し報告書を提出する必要があります。

❖ 2020年LLP懈怠解消スキーム

❖ CSRを果たすための支出として適格な、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行（パンデミック）に対処するための基金等への拠出

❖ 2020年インド共和国会社法施行規則「清算」

## 外国為替

❖ インドの債券市場に対する対印間接ポートフォリオ投資（以下「**FPI**」といいます）のルートに、自主的保有ルート（以下「**VRR**」といいます）が追加されました。このルートでの投資には、FPIが、所定の自主的保有期間にわたり、最低限維持すべき、自らの対印投資に占めるVRRでの投資の割合を維持できるよう自主的に努める限り、債券市場に対する他ルートでのFPIには適用されるマクロprudentialな基準や他の規制基準が適用されません。インド共和国準備銀行（以下「**RBI**」といいます）は、2020年1月23日付の通達をもって、本件に関する、(a) 投資上限を7,500億ルピー（約99億米ドル）から1兆5,000万ルピー（約198億米ドル）に引き上げる変更、(b) VRRでの投資に関して投資限度の割当てを受けているFPIは、その裁量により、一般的な投資限度の下で実行している既存の投資をVRRでの投資に移行できることとする変更、また (c) FPIが、負債性金融商品に対してのみ投資する上場投資信託にも投資できるようにする変更を承認しました。

❖ 対印間接ポートフォリオ投資家が利用できる自主的保有ルート - 投資上限の緩和

❖ RBIは、2020年1月23日に、FPIによる債券投資に関する2019年6月15日付通達に対する変更である、(a) FPIの投資合計に占める、短期国債を含むインド共和国政府発行の有価証券（以下「**政府証券**」といいます）および州政府債に対する短期投資の上限を、20%から30%に引き上げる変更、(b) FPIの投資合計に占める、社債に対する短期投資の上限を、20%から30%に引き上げる変更、また (c) 短期投資限度および募集ごとの限度の適用免除対象を、受託会社発行の証券等に対するFPIの投資だけでなく、資産再建会社発行の負債性金融商品に対するFPIの投資や、IBCに基づきNCLTが承認した整理計画に基づく法人の債務整理手続きの過程で事業体が発行する負債性金融商品に対するFPIの投資にも拡大する変更を承認しました。

❖ FPIによる債券投資

1 当初の有効期限は2020年6月13日でしたが、MCAが2020年3月30日に公表した通達の内容に従い、有効期限が2020年9月30日まで延長されました。



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 民間航空事業に対するFDIの改正

❖ インド共和国政府商工省産業内国商業促進庁（以下「**DPIT**」といいます）は、2020年3月19日に、2017年8月28日付対印直接投資総合政策の、民間航空事業に対する対印直接投資（以下「**FDI**」といいます）に関する定めを改正するための2020年度プレスノート第2号を公表しました。このプレスノートの内容は、対応する、2019年インド共和国外国為替管理法施行規則「非負債性金融商品」（以下「**NDIに関する規則**」といいます）の改正の公示をもって適用されることとなっています。主な改正点には、(a) エア・インディア（インド国有航空会社）に対する対印（直接または間接）投資は49%までとなる一方、インド国籍を保有している非居住者たるインド人による自動承認ルートでの対印投資は100%まで認められることとなる点や、(b) 民間航空事業に対するFDIには1937年インド共和国航空機規則が適用されることとなる点があります。なお同規則では、特に、（国内定期航空運送事業または域内定期航空運送事業を含みます）定期航空運送事業を営むために必要な「航空運送事業許可」の交付を申請できるのは、(i) インド国内で登録を済ませ、インド国内に主たる事業所を置いている法人であって、(ii) その会長と、取締役の少なくとも2/3がインド市民権保有者であり、(iii) その実質的な所有権および実効支配権がインド国籍保有者に与えられている法人に限られると定めています。

## 資本市場

❖ SEBIが、国際金融サービス・センターにおける投資顧問業務の指針を公表

❖ インド共和国証券取引委員会（以下「**SEBI**」といいます）は、2020年1月9日付の通達をもって、国際金融サービス・センター（以下「**IFSC**」といいます）における投資顧問（以下「**IA**」といいます）業務の指針を公表しました。この指針では、公認仲介事業者が所定の「適格性」基準に従い設立した、純資産が150万米ドルの会社またはLLPは、IFSCにおけるIA業務運営事業者としての登録証明書を申請できると定めています。該当するIA事業者が子会社を設立する場合、その設立申請においては、親会社の純資産が考慮されます。また該当するIA業務運営事業者は、2015年SEBI指針「IFSC業務指針」に定められている人（インド国外の居住者や非居住者たるインド人を含みます）に対してのみ投資顧問サービスを提供できます。加えてこの指針では、該当するIA運営事業者が満たすべき法的要件（適格性、経験および資格に関する最低要件や年次監査に関する要件など）も定めています。

❖ 2020年SEBI改正規則「上場会社が果たすべき義務および開示すべき事項」

❖ 上位500位までの上場企業の取締役会長が、自社の（社長兼）業務執行取締役または最高経営責任者とは無関係な非執行取締役となる場合に満たすべき、2015年SEBI規則「上場企業が果たすべき義務および開示すべき事項」（以下「**SEBI LODR**」といいます）に基づく要件の適用開始日が、2020年4月1日から2022年4月1日に延期されました。

❖ 非転換負債証券または上場NCRPSの発行により調達する資金の用途変更に関する報告

❖ SEBIは、2020年1月17日付の通達をもって、上場非転換負債証券または上場非転換償還可能優先株式（以下「**NCRPS**」といいます）の発行体企業が、これらの有価証券の発行により調達する資金の用途を、目論見書に記載した内容から変更する場合に、SEBI LODRの規則52(7)に基づき証券取引所に提出しなければならない説明書の様式を定めました。この説明書は、該当する発行体企業の監査委員会（該当企業が監査委員会を設置する必要のない企業の場合は取締役）に提出して査閲を受ける必要があります。この説明書は、半期ごとに（各年度の半期末から45日以内に）提出する必要があり、提出は、該当資金を使い切るまで、または該当資金の調達目的が達成されるまで継続する必要があります。初回の提出は、2020年3月31日に終了した半期について行う必要があります。

❖ SEBI LODR違反に関する制裁およびSOPの改正

❖ SEBIは、2020年1月22日付の通達をもって、SEBI LODR違反企業に制裁を賦科し、発起人等やそのグループによる株式保有を（該当上場企業がSEBI LODRの関連条項遵守を回復し、賦科された罰金を納付するまで）凍結するための統一的な仕組みと、当該違反を続けているおよび／または繰り返している企業による商取引を停止させるための標準作業手順（以下「**SOP**」といいます）を改正しました。この通達にある仕組みやSOPは、2020年3月31日以降に終了する遵守期間から適用されます。またこの通達により、2018年5月3日付の同一件名の通達の内容は失効します。

❖ ライツ・イシュー手順を合理化するためのSEBI通達

❖ SEBIは、2020年1月22日付の通達をもって、その募集要項が2020年2月14日以降に証券取引所に対し提出されたすべてのライツ・イシューおよび簡易ライツ・イシューに適用されるライツ・イシュー手順の合理化を目的とする改正を、SEBI LODRと2018年SEBI規則「株式発行および開示要件」に加えしました。改正の主な内容は以下のとおりです。

- i. ライツ・イシューに関して証券取引所に対し必ず行うべき事前通知の期限が、7営業日前から3営業日前（通告日と登録日は除く）に緩和されます。
- ii. 発行体は、株主へのライツ・イシュー通知発送完了日と証券取引所へのライツ・イシュー通告日が開示されている新聞広告の発行を、遅くとも、ライツ・イシュー開始日の2日前（改正前は3日前）までに完了しなければなりません。





AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- iii. 無券面化新株予約権という概念が導入され、新株予約権の貸方計上手続き、証券取引所のプラットフォームにおける無券面化新株予約権の取引および決済、撤回手続きなどに関する定めが明文化されます。
- iv. ライツ・イシューへの応募に必要な払込みは、払込金保留型応募の仕組みのみを通じて行うべきこととなります。
- v. いずれの株主も、ライツ・イシュー締切日以降に応募を撤回することはできなくなります。

❖ 2020年2月5日に、(即日発効する)2020年SEBI命令「規制措置等において係争中の発行体企業が提出した目論見書草案に関する所見の公表」が公表されました。この命令には、SEBIが目論見書草案について所見を公表する場合(即時発効)に基礎とする下記のような指針が定められています。

- i. 発行体またはその発起人等/取締役/グループ会社(以下においてはこれらの当事者を「発行体企業」と総称します。)を対象とする調査、精査または審問に相当の根拠がある場合、SEBIによる所見の公表は30日間(状況によってはさらに30日間)留保されます。
- ii. 審判手続きにおいて理由提示命令(出頭廷抗弁命令)が出されている場合、SEBIは、発行体企業に対し、目論見書に必要な情報を開示するよう指示します。1992年SEBI法の条項11(4)または条項11B(1)に基づく措置に係る通知が発行されている場合、SEBIによる所見の公表は90日間(状況によってはさらに45日間)留保されます。
- iii. 債権回収手続きが開始されている場合、あるいは不当利得の吐き出しもしくは金銭制裁に関するSEBIの命令またはSEBIによる他の指示が守られていない場合、所見の公表は、当該手続きが結審するか、当該命令等が守られるまで留保されます。
- iv. 管轄裁判所または審判所が発行体による公募を制限している場合、SEBIは、自らの所見は当該裁判所または審判所による命令の対象となるという条件付きで所見を公表します。
- v. 発行体企業が法的手続きまたは規制措置等において係争中の段階でSEBIが行う所見の公表を根拠に、当該企業が、当該手続きまたは措置等において問われている容疑が晴れることはありません。

❖ 2020年SEBI命令「規制措置等において係争中の発行体企業が提出した目論見書草案に関する所見の公表」

❖ SEBIは、2020年2月17日開催の理事会にて、主に下記の内容について議決しました。

- i. 「レギュラトリー・サンドボックス」と呼ばれる仕組みが導入されます。この仕組みを利用するSEBI登録事業体は、いずれも、規制がある程度緩和された実験環境において、所定の期間にわたり、限られた適格な顧客に対し新たな製品、プロセス、サービスおよび事業モデルを試験的に販売し効果を探ることができます。
- ii. 投資顧問に適用される規制の枠組みを強化するために2013年SEBI規則「投資顧問」に対し加えるべきいくつかの主要な改正が提案されました。具体的には、(a) 同一依頼人を相手とする顧問業務とディストリビューション業務を分離して利益相反を回避し、個々の投資顧問がディストリビューション業務に従事することを禁止するための改正、(b) 投資顧問は、主要条項を盛り込んだ契約を依頼人と必ず締結しなければならないこととするための改正、(c) 手数料の支払いについて明確化し、投資家に請求する手数料に上限を設けるための改正、(d) IAとしての登録に適用される適格性基準(純資産、資格および経験に関する要件を含みます)を引き上げるための改正、(e) 投資顧問としてSEBIに登録していない者が、「独立財務/投資顧問(IFA)」、「資産運用顧問」または他の類似呼称を使用することを制限するための改正、(f) IAが、投資家の便宜を図るのに必要な範囲内で、証券取引市場での直接的なスキーム/商品取引を通じて手続き実施業務(エグゼキューション業務)を実施することを可能にするための改正が提案されました。

❖ SEBIが2020年2月17日に開催した理事会

❖ SEBIは、2020年2月25日付のプレスリリースをもって、モーリシャス共和国がOECD金融活動作業部会(以下「FATF」といいます)のグレイ・リストに含まれている事実は、同国の事業体が2019年SEBI規則「対印間接ポートフォリオ投資家」に基づきFPIとして登録を受けるのに適格な事業体か否かの判断に影響を及ぼさず、当該事業体についてはFATFの基準に基づく監視がより厳格に実施されるという影響をもたらすのみである旨を明確にしました。

❖ モーリシャス共和国がFATFのグレイ・リストに盛り込まれている事実に関するSEBIのプレスリリース

❖ SEBIは、2020年2月5日付の通達をもって、オルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます)の私募目論見書テンプレート(以下「PPMテンプレート」といいます)と、AIFが必ず実施すべきパフォーマンス・ベンチマーキングの概念を導入しました。この通達の特筆すべき点には、(a) 運用会社が従うべきパフォーマンス・ベンチマーキングの枠組みが設けられた点、(b) AIFは内部監査人/外部監査人/法律専門家による監査を受けて、PPMテンプレート遵守状況を明らかにすべき点、(c) 出資契約の内容は、私募目論見書の内容に準じており、私募目論見書の内容を逸脱しないものでなければならない点、また(d) 各投資家が最低でも7億ルピー(約1,000万米ドル)をAIFに対し投じている場合、投資家は、AIFによる、PPMテンプレートを使用し年次監査を受けなければならないという要件の充足の免除を申請できる点があります。

❖ オルタナティブ投資ファンドに適用される開示基準の厳格化



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- ❖ KCP Limited 社の問題に関するSEBIの非公式な指針
- ❖ インフォシス・リミテッド社の問題に関するSEBIの非公式な指針

❖ ベトナム社会主義共和国にて設立されたKCP Vietnam Industries Limited社（以下「**KCPベトナム**」といいます）は、KCP Limited 社（以下「**KCP**」といいます）の「重要な子会社」です。KCPベトナムの統治機関は、取締役会ではなく社員総会です。SEBI LODRに基づき、インドの上場企業の取締役会を構成する少なくとも1名の社外取締役は、重要な未上場子会社（インド国外で設立された重要な子会社を含みます）の取締役会を構成する取締役でなければなりません。このためSEBIは、2020年1月9日付の非公式な指針において、KCPはKCPベトナムの社員総会を構成する社外取締役を少なくとも1名は任命しなければならない点を明確にしました。

❖ 2018年SEBI規則「有価証券の買戻し」（以下「**買戻しに関する規則**」といいます）の規則 24 (i) (f) では、買戻実施期間満了日から1年の期間中における追加増資（買戻しに必要な存続義務を果たす場合は除きます）を制限しています。これに関しインフォシス・リミテッド社（以下「**インフォシス**」といいます）は、買戻実施期間中におけるユニット型譲渡制限付株式（以下「**RSU**」といいます）の付与は買戻しに関する規則に定められている「存続義務」としてみなすことができるかどうかに関する非公式な指針をSEBIに対し求めました。SEBIは、適用会社法の条項68 (8)（「ストック・オプション制度に係る義務」を、買戻しに必要な存続義務として定めている条項）を根拠に、2020年2月3日付の非公式な指針において、RSUの転換請求に応じて株式を発行する行為は、買戻しに関する規則に定められている「存続義務」としてみなされるという見解を示しました。

## 銀行業務 および 金融

- ❖ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大を防止するために銀行／金融機関が営業および事業継続計画の一端として講じるべき対策

❖ RBIは、最近における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行（パンデミック）がもたらしている影響に対処するため、2020年3月16日に通達を公表し、自国における同症の拡大を防止および抑制するために銀行／金融機関がその営業および事業継続計画の一端として講じるべき対策の一例を一覧にまとめました。この対策には、(a) 組織内における同症の拡大を防止するための戦略や監視の仕組みを設けるという対策、(b) 危機的な状況においても事業を継続できるよう、危機的な状況におけるプロセスを再精査し、事業継続計画について再検討するという対策、(c) 重要な指示／戦略を全階層の全職員と共有できるようにするための対策、また (d) 可能な限りオンライン・バンキング・サービスを利用するよう顧客に促すという対策が含まれています。また銀行／金融機関は、インドにおけるCOVID-19のさらなる拡大といった起こり得る状況が自らの貸借対照表、資産の質、流動性などに及ぼす影響や同症が経済に及ぼす影響、またグローバル経済やグローバル金融システムにおけるより広範な混乱がもたらす悪影響などについても評価し、評価結果を踏まえて策定した付帯するリスクに対処するための緊急事態対応策についてRBIに報告した後に、この対策を実行する必要もあります。

- ❖ 高齢の顧客や障害を持つ顧客に対する戸別訪問銀行サービス

❖ RBIは、過去の通達において、高齢の顧客や障害を持つ顧客のニーズを注視し、これらの顧客が容易に銀行サービスを利用できるようになるような形でそのニーズを満たしていくのに適切な仕組みを設けるよう銀行に促しました。この取組みを促すため、RBIは、2020年3月31日付の通達をもって、70歳を超える高齢の顧客や障害を持つ顧客に対する基本的な銀行サービスの提供に関する方針を、取締役会の承認を経て策定するよう銀行に助言しました。この助言の内容には、(a) インド全土で戸別訪問銀行サービスを提供すること、このサービスを必ず提供すべき支店／センターや、このサービスを提供できるよう最大限努力すべき支店／センターの決定に関する枠組みを、取締役会の承認を経て策定すること、また策定した方針を公表すること、(b) パンフレットに明記することや自らのウェブサイトに掲載することを含む周知キャンペーンを通じて上記のサービスの利用可否を適切な形で公表することが含まれています。加えてRBIは、銀行に対し、上記対策の進捗を四半期ごとに取り締り会の顧客サービス管理委員会に報告することも求めました。銀行は、2020年4月30日までに、上記の助言に厳格に従う必要があります。

- ❖ 遅れが生じている商業不動産プロジェクトに対する融資の再編に関する指針

❖ RBIは、2020年2月7日付の通達をもって、RBI指定商業銀行（地域農村銀行は除きます）および小規模金融銀行（以下「**指定銀行**」といいます）に適用される、商業不動産（以下「**CRE**」といいます）セクターに属するプロジェクト対象物の操業開始日（以下「**DCCO**」といいます）の延期に関する指針を公表しました。指定銀行は、残存融資に適用されるその他すべての条件に変更が生じない場合であれば、該当勘定を再編対象として分類することなく、プロジェクト対象物であるCREの商業化可能性や再編計画に基づき、DCCOを最大で1年間延期し、返済スケジュールを同一期間またはより短い期間に変更できます。また一般債権分類の勘定において、発起人等が管理できない理由によりCREプロジェクトに遅れが生じた場合、指定銀行は、資産（債権）分類を変更することなくDCCOを最大で1年間再延期できます。ただしこの再延期は、該当勘定における返済が、再編計画に基づき変更された後の条件に従って継続されていることが条件となります。指定銀行は、超過費用融資に関する現行の規則に従い、DCCOの延期に伴い生じた超過費用に充当できる資金を融通することもできます。

RBIは、2020年4月17日付の通達をもって、上記の指針の適用対象に、ノンバンクがCREセクターに属する事業体に対して行う融資を含めました。

❖ RBIは、2019年8月13日付の「優先セクター貸付 – 銀行によるNBFCへの転貸」と題された公示の内容に基づき、2020年3月31日までは、銀行によるRBI登録ノンバンク（以下「NBFC」といいます）（マイクロ・ファイナンス取扱金融機関は除きます）への転貸は優先セクター貸付として分類できるという見解を示しました。RBIは、2020年3月23日付の公示をもって、2020-21営業年度においても現行の優先セクター分類を準用するという見解を示しました。またRBIは、上記の転貸モデルに基づき実行済みである既存の融資については、その返済/満期日まで引き続き優先セクター貸付に分類される旨も明確にしました。今回の公示により、銀行によるRBI登録NBFC（マイクロ・ファイナンス取扱金融機関は除きます）および住宅金融会社への転貸は、個々の銀行による優先セクター貸付総額の5%を上限として認められることとなります。転貸の仕組みに基づく融資が、所定限度内での適切な融資であるか確認するために行う計算は、4 四半期（1年間）における平均を用いて行うこととなります。



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 優先セクター貸付として適格な、銀行によるRBI登録ノンバンクへの転貸の範囲拡大

## インフラ

❖ GoIは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行（パンデミック）を踏まえ、配電会社（以下「DISCOM」といいます）が発電会社に対する支払いを停止できる期間を設けました。インド共和国政府によるこの政策に係る指令や決定の中には、COVID-19のパンデミックに起因する場合は、再生可能エネルギー・プロジェクトからの電力調達や、再生可能エネルギー生成事業者に対する支払いを免れることができるという一部のDISCOMにより解釈されたものもありました。このため、インド共和国政府新エネルギーおよび再生可能エネルギー省は、2020年4月1日付の官公庁覚書をもって、(a) 再生可能エネルギー・プロジェクトはいずれも「必ず実施すべきプロジェクト」に分類されており、この分類は、COVID-19のパンデミックに伴う都市封鎖（ロックダウン）中においても変わらないため、DISCOMは、ロックダウン中においても再生可能エネルギー・プロジェクトからの電力調達を継続しなければならない点と、(b) DISCOMは、ロックダウン前から行っている再生可能エネルギー生成事業者への定期的な支払いを継続しなければならない点を明確にしました。

インド共和国政府新エネルギーおよび再生可能エネルギー省による上記の指示は、DISCOMを拘束する強制力のある指示ではないため、上記の指示の実効力/指示内容の実施については不透明な状況です。

❖ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大を根拠とする再生可能エネルギー・セクター事業者の救済

## 通信

❖ インド共和国政府通信省電気通信庁（以下「TRAI」といいます）は、2020年1月16日のプレスリリースをもって、2007年TRAI規則「電気通信サービス利用者の教育および保護用基金」を改正しました。同規則では、電気通信サービス利用者から未請求の金銭のサービス事業者による預託や、電気通信サービス利用者の教育および保護用基金（以下「TCEPF」といいます）の維持管理、また他の関連業務に関する基本的な枠組みについて定めています。TRAIは、今回のプレスリリースをもって、電気通信サービス事業者は、サービス利用者から請求がないため返金できない状態になっているあらゆる種類の金銭（過大請求料金、保証金、未開通の場合は返金することになっているプラン料金、またはサービス利用者から請求権がある他の金銭など）を、返金期日から12か月経過した時点か、法定時効が成立した時点のいずれか遅い方の時点でTCEPFに預託する必要があります。

❖ 2020年第五改正TRAI規則「電気通信サービス利用者の教育および保護用基金」

❖ インド共和国政府通信省（以下「DoT」といいます）が、2020年2月5日に、「統合アクセス・サービス免許契約」および「統合免許契約」を改正し、免許取得事業者が、周波数オークションに関して行うべき、2020-2021年度分および/または2021-2022年度分の分割払いを繰り延べることができるようにしました。繰延額は、所定の残存分割払い期間は伸ばすことなく、該当する免許取得事業者が行うべき分割払いの残存期間にわたって均等に配分しなければなりません。(a) 1年間の繰延べを選択する免許取得事業者は、見直し後の年次分割払い額に相当する額の銀行金融保証（以下「FBG」といいます）による次回の年次分割払いについて引き続き精査する必要があり、(b) 2年間の繰延べを選択する免許取得事業者は、2年間の繰延べ期間にわたり有効な、2022-2023年度における見直し後の年次分割払い額に相当するFBGを提示する必要があります。

❖ 統合アクセス・サービス免許契約および統合免許契約の改正





AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

## Inter alia...

❖ 「旧インド連邦 対 Association of Unified Telecom Service Providers of India」事件におけるインド最高裁の命令

❖ DoTが、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の拡大を懸念して、その他のサービス事業者に適用される条件を緩和

❖ Inter Alia… の2019年12月号にも記載したとおり、インド共和国最高裁判所（以下「**インド最高裁**」といいます）は、2019年10月24日付の判決（以下「**本件判決**」といいます）において、統合アクセス・サービス免許（以下「**UASL**」といいます）に定義されている「総収益」および「調整後総収益」という用語に関する解釈を示しました。この解釈提示にあたり、インド最高裁は、「電気通信サービス事業者（以下「**TSP**」といいます）が、UASLの条件に基づきDoTから要求された免許交付手数料の納付を怠ったとして、DoTが、当該手数料に利息と違約金を上乗せしてTSPに請求することは正当な行為である」という見解を示しました。

インド最高裁は、2020年3月18日付の命令（以下「**本件命令**」といいます）をもって、インド最高裁が本件判決をもって結審した問題が再燃する結果につながることを理由に、TSPがDoTに納付すべき免許交付手数料の自己評価/再評価を禁じました。またインド最高裁は、「確定している免許交付手数料は、賦課された利息および違約金と併せ、2019年10月24日付の命令に従い納付しなければならない」という見解も示しました。さらにインド最高裁は、DoTから求められた、前述の額を納付し利払いを終えるまでの期間として未納付事業者に対し与えるのが妥当な期間の判断について、「当該判断については次回公判にて取り上げる」という見解を示しました。しかし当該判断については、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の拡大に伴う都市封鎖 (ロックダウン) を理由に、まだ公判対象に列挙されていません。

❖ DoTは、2020年3月13日付の通達（以下「**本件通達**」といいます）をもって、その他のサービス事業者（以下「**OSP**」といいます）に適用されている条件のうち、従業員の在宅勤務を可能にすることと関係のある条件を、2020年4月30日まで緩和すると公表しました。OSPによる充足が免除される要件には、(a) 従業員の在宅勤務を可能にするには保証金を支払い、契約を結ばなければならないという要件、(b) 公認のサービス事業者が提供する安全なVPNを使用しなければならないという要件 (OSPは、従業員が働く自宅と所定の所在地にあるOSPのセンターを相互接続できるよう自ら「静的IP」アドレスを使って構成した安全なVPNを使用できるようになります)、また (c) 在宅勤務の仕組みを導入する場合には事前に承認を得なければならないという要件が含まれています。ただしOSPは、在宅勤務の仕組みを導入する前に、所定のフィールド・ユニットについてDoTに通知する必要があります。OSPのいずれかの代理人/従業員が、2020年4月30日までに、この仕組みに適用される条件に違反した場合、OSPは、違反した代理人/従業員の在宅勤務拠点となる自宅1軒につき最大で50万ルピー（約6,500米ドル）の罰金を支払う法的責任を負うこととなり、OSPとしての登録も取り消されることとなります。

## メディア

❖ 放送およびケーブル・サービスに適用されるTRAI相互接続規則、TRAI規則施行令およびサービス品質規則の改正

❖ TRAIは、2020年1月1日付の各公示をもって、放送事業者および配信プラットフォーム運営会社に適用される、(a) 2017年TRAI規則「電気通信（放送およびケーブル・サービス）の相互接続（アドレスサブル・システム）」、(b) 2017年（第八改正）TRAI規則施行令「電気通信（放送およびケーブル・サービス）の相互接続（アドレスサブル・システム）料金」および (c) 2017年TRAI規則「電気通信（放送およびケーブル・サービス）におけるサービス品質および視聴者保護」にさらなる改正を加えました。2017年に導入された上記規則の原版（以下「**NTO**」と総称します）は、テレビ・チャンネルのパッケージ化、価格決定および配信の方法が完全に見直されるきっかけとなりました。今回の改正後における上記規則の新版（以下「**NTO 2.0**」と総称します）は、主に一連のチャンネルの構成や価格決定に関連する、価格決定およびパッケージ化の要件が変更されるきっかけとなります。NTO 2.0に対しては、放送事業者、ケーブル・テレビ事業者、配信プラットフォーム運営会社および制作会社を含むさまざまな利害関係者が、各地の高等裁判所において異議を申し立てており、それに伴う法的手続きは現在係争中です。

## 保険

❖ 株主の過半数が対印投資家である保険仲介人による配当金の本国送金に関するIRDAIの指針

❖ インド共和国保険規制開発庁（以下「**IRDAI**」といいます）は、2019年10月30日に、2019年IRDAI（改正）規則「保険仲介人」を公表し、保険仲介人に対する100%を上限とするFDIを認めました。本件に関しては明示された条件の1つには、「株主の過半数が対印投資家である保険仲介人は、配当金を本国に送金する場合、IRDAIから事前承認を得る必要がある」という条件がありました。IRDAIは、2020年1月3日に、株主の過半数が対印投資家である保険仲介人による配当金の本国送金に関する指針を公表しました。





AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ DPIITは、2020年2月21日付の2020年度プレスノート第1号（以下「PN 1」といいます）をもって、2017年度FDI総合政策の改正を公示しました。この改正は、IRDAIによる検証を含む一定の条件を満たすことを条件とする自動承認ルートでの保険仲介人に対する100%を上限とする対印株式投資を実施するために必要な改正です。改正の主な内容には、(a) その取締役会および主要経営陣が管轄規制当局の定めに従って構成されている保険仲介人には、「インド人による所有および支配」に関する条件が適用されない点、(b) その主たる事業は保険セクターに属する事業ではないものの、保険仲介人として営業することを認められている事業体（銀行など）には、いずれかの営業年度における収益合計の50%超が主たる（非保険）事業を源泉とする収益であることを条件として、主たる事業のセクターに適用される対印投資上限が引き続き適用される点、(c) 対印間接ポートフォリオ投資には、RBIおよびSEBI公表の規則が適用される点、(d) 株主の過半数が外国人である保険仲介人は、特に、(i) 適用会社法に基づき有限会社として設立されていなければならないという要件、(ii) 保険仲介人の取締役会長、CEO、主たる責任者または（社長兼）業務執行取締役の少なくとも1名は、居住者たるインド国民でなければならないという要件、(iii) 配当金の本国送金にはIRDAIの事前承認が必要であるという要件、ならびに(iv) IRDAIが必要であるまたは認め得ると判断した額を超えて在外グループ、発起人等、子会社、連結対象会社または関連会社に対し支払いを行うことは認められないという要件を満たす必要があります。

これらの改正は、対応するNDIに関する規則の改正日である2020年4月27日から適用されます。

❖ 保険仲介人に対するFDI政策の見直し

## 税金

❖ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行（パンデミック）を踏まえ、インド共和国財務大臣のNirmala Sitharaman氏が、2020年3月24日に、同症のパンデミックが経済に及ぼす影響に対処するために必要となる法規制のさまざまな改正について公表しました。本件の詳細については、弊所の2020年3月26日付Client Alertをご覧ください。財務大臣が公表した、直接税および間接税に関するさまざまな措置は、インド共和国政府法務司法省が2020年3月31日付の公示をもって公表し、同省は、その公示において、2020年インド共和国税法および関連法施行令「特定条項の緩和」（以下「**税制緩和措置に関する施行令**」）といっています）を公示しました。税制緩和措置に関する施行令には、税制に関する追加措置も盛り込まれました。改正の主な内容は以下のとおりです。

❖ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大を受け、インド共和国政府がさまざまな法的行為の履行期限を延期するための施行令を公示

### 直接税

- i. 経済特区（SEZ）に所在しており、1961年インド共和国所得税法（以下「IT法」といいます）の条項10AAIに基づく所得控除を請求している部門であって、2020年3月31日までに必要な承認を受けた部門の営業開始日が2020年6月30日まで延期されます。
- ii. IT法の条項80Gが改正され、納税者は、その所得の合計額からPM-CARES基金への寄付金を控除でき、首相による国家救済基金への寄付金についても同じ扱いとなる旨が定められます。2020年6月30日までに実行した寄付は、2019-20年度分の所得から控除できます。このため、新たな制度を利用して2020-21年度の所得に係る税金を軽減税率で納付する法人を含むあらゆる人は、2020年6月30日までにPM-CARES基金への寄付を終えることで、2020-21年度の所得について軽減税率制度を利用し税金を納付する資格を喪失することなく、IT法の条項80Gに基づき、2020-21年度の所得から当該寄付の額を控除することを請求できます。またインド共和国政府が2020年4月9日に明確化した内容に基づき、雇用主を通じてPM-CARES基金に寄付する従業員も、様式16/会計責任者または雇用主発行の証明書を用いてIT法の条項80Gに基づく所得控除を請求できることとなります。

### 間接税

GST審議会からの勧告に基づき、2017年インド共和国政府物品サービス税法（以下「CGST法」といいます）に定められているか、同法に基づき公示されているさまざまな法的行為の履行期日（特に、輸出等の明細書提出期日、還付申請書の提出期日、申立書の提出期日など）を延期できる権限をインド共和国政府に付与するための条項が同法に挿入されます。このためGoIは、2020年4月3日付の公示（以下「**本件公示**」）をもって、CGST法（特定の指定条項は除きます）に定められているか、同法に基づき公示されている、いずれかの当局または人によるさまざまな法的行為の完了または履行期限のうち、2020年3月20日から2020年6月29日の期間中に属する期限を2020年6月30日まで延期しました。さらに、2017年インド共和国政府物品サービス税法の条項138に基づき、2020年3月20日から2020年4月15日までの期間中に失効する電子貨物輸送状が生成されている場合、同状の有効期限は、2020年4月30日まで延期されたものとみなされます。



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

## Inter alia...

❖ インド共和国政府が、キャピタル・ゲイン免税制度を利用できる、IFSCにある公認証券取引所に上場している有価証券の種類を公示

❖ 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する最新情報

❖ EPF法の条項7Aに基づく審査の開始

❖ ESI法に基づく記録の検査

❖ インド最高裁が、請願/申請/訴訟/訴え/その他すべての法的手続きの提起期限を延期

❖ UAEが1908年インド共和国民事訴訟手続法の条項44Aに基づく互恵原則適用国に

❖ インド共和国政府財務省所得税庁直接税中央委員会は、2020年3月5日に、いずれかのIFSCにある公認証券取引所に上場している (a) 外貨建債券、(b) (IT法の条項10 (23D) に定められている) ミューチュアル・ファンド持分、(c) 事業信託持分、(d) 任意の会社の外貨建株式または (e) オルタナティブ投資ファンド持分については、2020年4月1日より、IT法の条項47 (viiab) に基づくキャピタル・ゲイン免税制度を利用できると公示しました。

## 雇用

❖ 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する最新情報については、弊所のウェブサイト (<https://www.azbpartners.com/covid-19>) をご覧ください。

❖ インド共和国従業員退職準備基金機関が、2020年2月14日付の通達をもって、1952年インド共和国従業員退職準備基金機関および雑則に関する法律 (以下「**EPF法**」といいます) の条項7Aに基づく審査の請求に関する指針を公表しました。この指針の主な内容は以下のとおりです。

- i. 審査は、(a) EPF法の適用に関して異議がある場合と、(b) 雇用主からの請求の妥当性について判断を求める場合に限り請求できます。
- ii. 条項7Aに基づく法的手続きは、反証がないかぎり申し立てどおりになる一応の証明がある事件である場合に限り提起でき、審査官は、審査の開始前にその理由を記録する必要があります。単なる苦情は、審査を請求するのに十分な根拠となりません。
- iii. 手続きの長期化を避けるため、審査官は、審査を始める前に、審査の実施予定期間を (書面に) 記録する必要があります。
- iv. 審査官は、審査を開始する理由を書面に記録し、審査に関する通知とともにすべての関連当事者と共有する必要があります。
- v. 審査の範囲は、審査官が記録している争点および期間に制限されます。無関係な問題について審査する場合、または審査期間が記録済みの原期間を超えることとなる場合には、別途通知する必要があります。

❖ インド共和国従業員国家保険公社 (以下「**ESIC**」といいます) が、2020年1月28日付の通達をもって、1948年インド共和国従業員国家保険法 (以下「**ESI法**」といいます) に基づく拋出の妥当性について判断するために各種記録を振り返る際には過去5年分の記録を限度とするようESICの職員に対し指示しました。この指示は、雇用主によるESI法に基づく拋出が不十分かどうか判断するために各種記録を振り返る際には過去5年分の記録を限度とするよう定めている同法の条項に関連する指示です。

## 訴訟および仲裁

❖ インド最高裁は、2020年3月23日付の命令をもって、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の拡大により国内全域で訴訟当事者が直面している、請願/申請/訴訟/訴え/その他すべての法的手続きを所定の期限までに提起することが困難な状況について自らの発意により (職権にて) 確認した事実を公示しました。このためインド最高裁は、訴訟当事者が困難な状況を克服できるよう、2020年3月15日以降においては、該当する法的手続きの提起期限を、インド最高裁が追って言い渡す命令に定める日まで延期するよう命じました。インド最高裁によるこの命令は、インド共和国憲法の条項141および142に基づくもので、あらゆる裁判所/審判所および当局を拘束する命令として言い渡されました。

❖ インド共和国政府法務司法省は、2020年1月17日付の官報をもって、アラブ首長国連邦 (以下「**UAE**」といいます) を、1908年インド共和国民事訴訟手続法の条項44Aに基づく「互恵原則適用国」として宣言しました。このため、UAEの「上級裁判所」が言い渡す命令は、インド国内の裁判所が言い渡した命令であるかのように執行できることとなります。本件におけるUAEの「上級裁判所」は、アブダビ、シャルジャ、アジュマン、ウムルカイワインおよびフジャイラの各首長国に所在する最高裁判所、連邦裁判所、第一審裁判所および控訴裁判所と、地方裁判所であるアブダビ司法局、ドバイ裁判所、ラアス・ル・ハイマ司法局、アブダビ・グローバル・マーケットの裁判所およびドバイ国際金融センターの裁判所を指すものとして解釈されています。



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ インド最高裁は、「Dyna Technologies Private Limited社 対 Crompton Greaves Limited社」事件<sup>2</sup>において、本件裁定は不十分な理由に基づいており理解できないとして、争点となっている仲裁裁定を退けました。インド最高裁は、「本件仲裁裁定は、理由提示は求めず事実のみを述べさせる形で進められた手続きを経て拙速に下されたものであり、混乱を招く内容となっている」という見解を示しました。またインド最高裁は、「この問題自体は、1996年インド共和国仲裁調停法（以下「仲裁調停法」といいます）の条項34（4）に基づき、本件仲裁裁定を管轄仲裁廷に差し戻すことで是正できるが、係争期間が25年を超えているといった本件に係る事実を踏まえると、本件は差し戻すに値しない事件である」という見解も示しました。このためインド最高裁は、本件仲裁裁定を退け、訴訟を終結させるのに必要な額を原告に対して支払うよう被告に対し命じました。

インド最高裁は、「ある事実に関して別の見解を有していることのみを理由に、裁判所が、仲裁裁定を不服とする訴えについて判断を下したり、当該仲裁裁定に干渉したりすべきではない」というかつて示された法的立場を繰り返した一方、条項34に基づく異議申立てについては、該当する仲裁裁定が正当な理由なく下されていることを根拠に支持しました。仲裁裁定の理由が不十分であることと、不当な理由に基づく仲裁裁定の重要な違いについても裁判所の見解が示されました。不十分な理由に基づく仲裁裁定については、仲裁調停法の条項34（4）に基づきその瑕疵を是正できますが、理解できない仲裁裁定や不当な理由に基づく仲裁裁定は退ける必要があります。

❖ インド最高裁は、「Jagjeet Singh Lyallpuri 対 Unitop Apartments and Builders Limited社」事件<sup>3</sup>において、「証人の反対尋問は行わないことを含む仲裁手続きの実施に同意した当事者が、その後、裁定人が証人の反対尋問を認めないという違法行為に及んだことを根拠に仲裁裁定に異議を申し立てることは禁じられている」という見解を示しました。

裁定人は、当事者立会いの下で、当事者が、提出済みの宣誓供述書やその他書類の内容に従って行動することと反対尋問手続きは放棄することに同意した事実を記録しているため、当事者は、それ以降の段階で、反対尋問が認められなかったことを根拠に仲裁裁定に対し異議を申し立てることはできません。

❖ インド最高裁は、「デリー首都圏（デリー首都直轄地域）対 Shiv Charan Bansal」事件<sup>4</sup>において、「1973年インド共和国刑事訴訟手続法の条項227または228に基づく予備審問においては、いくつかの証拠資料の内容に強い疑義が生じたというだけで十分である」という見解を示しました。予備審問の段階では、証拠の正確さや影響について細心の注意を払ったり、被告人が提起する可能性が高い抗弁を重視したりする必要はありません。

またインド最高裁は、「共謀罪が成立するには、2人以上の間における違法行為の合意がある種の物理的な形で明示されている必要があるが、その事実を証明したり、実際にやり取りされた文言を証明したりする必要はなく、違法行為の実行について共謀者の間で暗黙の了解があれば十分である」という見解も示しました。

❖ インド最高裁の大法廷は、「ニューインディア保険会社 対 Hilli Multipurpose Cold Storage Limited社」事件<sup>5</sup>において最近言い渡した判決にて、「地方消費者問題解決フォーラムが、反論書／その他文書の提出に関して、1986年インド共和国消費者保護法（以下「CP法」といいます）の条項13（2）（a）に定められている合計で45日の期間を超える猶予を被告に与えることはできない」という見解を示しました。この条項は指導的条項ではなく義務的条項であるため、衡平法上の根拠に基づく解釈の余地はありません。

❖ インド最高裁は、「Mankastu Impex Private Limited社 対 Airvisual Limited社」事件<sup>6</sup>において、「仲裁手続きに適用される法として明示されている適切な仲裁手続法が存在しない場合、仲裁手続地は、仲裁合意の他の条項に基づき、当事者の行動／意図も踏まえて決定する必要がある」という見解を示しました。インド最高裁は、「紛争は『香港にて実施される仲裁手続きに付託し、同手続きに従って最終解決しなければならない』と定めている契約条項は、仲裁手続地を香港とするという当事者の意思表示である」と解釈しました。仲裁地は、本件仲裁手続きの独占的な管轄権を有していますが、仲裁調停法の条項11（6）に基づく裁定人の任命は拒んでいます。

❖ インド最高裁が仲裁裁定の不十分な根拠に関して判断

❖ インド最高裁が裁定人の違法行為を根拠とする仲裁裁定に対する異議申立てに関して判断

❖ インド最高裁が予備審問や共謀罪の証明に関して判断

❖ インド最高裁が被告による反論の法定期限に関して判断

❖ インド最高裁が明示されていない場合における仲裁手続地の決定に関して判断

2 2010年度民事上訴審第2153号。

3 「Jagjeet Singh Lyallpuri 対 Unitop Apartments and Builders Limited社」事件（2020年最高裁事件判例集第2巻279頁）。

4 2020年度最高裁事件判例集第2巻290頁。

5 2013年度民事上訴審第10941-10942号、2020年3月4日付命令。

6 「Mankastu Impex Private Limited社 対 Airvisual Limited社」事件（インド共和国最高裁判所2018年度仲裁調停願第32号）。



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

*Inter alia...*

◆  
VC Circle, 2020 において  
Law Firm of the Year を受賞

◆  
Asialaw Profiles, 2020 において  
Outstanding Law Firm of the Year, India を受賞

◆  
Chambers Asia-Pacific Awards, 2020 の  
Corporate/M&A, Private Equity and Real Estate において  
Band 1 Firm を受賞

◆  
Chambers Global Awards, 2020 の  
Corporate/M&A and Dispute Resolution において  
Band 1 Firm を受賞

◆  
IFLR 1000, 2020 の  
M&A, Private Equity, Banking, Capital Markets and  
Restructuring & Insolvency において  
Tier 1 Firm を受賞

◆  
Bloomberg – Legal Rankings, Q1 2020 の  
Deal Volume in the India Equity & Rights Offering  
(Legal Adviser-Issuer) League Table において  
第1位を獲得

◆  
RSG Top 50 Indian Law Firms Ranking, 2019  
RSG Top 40 Indian Law Firms Ranking, 2017  
において  
第1位を獲得

◆  
Chambers Forum India Awards, 2019 において  
Corporate Law Firm of the Year を受賞

◆  
India Business Law Journal, 2019 の  
Best Overall Law Firm of the Year を受賞

◆  
International Legal Alliance Summit Awards, 2019 において  
Best Indian Law Firm を受賞

より詳しい情報や法律に関する最新情報については下記をご覧ください：

<https://www.azbpartners.com/knowledge-bank>

**免責事項：**このニュースレターは、特定の方へのみ配付するものですので、再配付はお控えください。このニュースレターを複製、頒布、複写、公開、修正、配布、および/または公表することは固く禁じられています。このニュースレターは、広告または勧誘を目的に発行するものではありません。このニュースレターの内容は、情報提供のみを目的とするものであり、専門家の助言に代わるものではありません。このニュースレターの内容を信頼したり、このニュースレターに含まれている情報を元に何らかの決定を下したりする前には、必ず専門家へ相談して、各事件に固有の状況を踏まえて提示される法的な助言を得てください。AZB & Partners は、皆様がこのニュースレターに含まれている情報を元に活動したこと、または活動を控えたことにより生じた結果について、いかなる責任も負いません。

また、このニュースレターに心当たりのない場合には、お電話（+91 22 4072 9999）にてお知らせください。

Copyright © AZB & Partners. All rights reserved. AZB & Partners から書面による事前承認を得ることなくこのニュースレターの内容をキャッシング、委託、または他の方法で、複製および再配布することは明示的に禁止されています。なおこのニュースレターに関するご質問は、電子メールにて < editor.interalia@azbpartners.com > までお寄せください。